

○高梁川用土地改良区定款

昭和27年	7月17日 (制定)	昭和27年10月20日 (改正)
昭和28年	4月23日 (改正)	昭和29年 3月27日 (改正)
昭和30年	5月13日 (改正)	昭和31年 4月17日 (改正)
昭和32年	3月15日 (改正)	昭和33年 6月14日 (改正)
昭和34年	5月26日 (改正)	昭和35年 6月 8日 (改正)
昭和35年11月24日 (改正)		昭和40年 6月18日 (改正)
昭和41年 4月30日 (改正)		昭和42年 5月 2日 (改正)
昭和44年 6月20日 (改正)		昭和45年 5月 7日 (改正)
昭和46年 5月 4日 (改正)		昭和48年 5月15日 (改正)
昭和49年 6月17日 (改正)		昭和53年 7月 6日 (改正)
昭和59年 6月29日 (改正)		昭和61年 4月30日 (改正)
平成10年10月23日 (改正)		平成17年12月19日 (改正)
平成19年 9月20日 (改正)		平成20年 4月10日 (改正)
平成21年 4月 1日 (改正)		平成22年 3月22日 (改正)
平成24年 4月10日 (改正)		平成28年 3月29日 (改正)
平成30年12月17日 (改正)		令和 2年 4月22日 (改正)
令和 4年11月11日 (改正)		令和 7年 4月11日 (改正)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、高梁川用土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、岡山第50号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、国営小阪部川農業水利事業により造成された施設の維持管理を行う。

2 この土地改良区は、国営附帯県営かんがい排水事業及び団体営かんがい排水事業で造成された施設の操作等を委託される場合は、これを受託する。

3 この土地改良区は、国営、県営及び団体営土地改良事業に係る調査等の業務を委託される場合は、これを受託する。

4 この土地改良区は第1項の事業に附帯し、その事業に支障を与えない範囲で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、岡山県総社市門田283番地に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市区町の花所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は山陽新聞に掲載するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、100人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞ

れ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。
（議決方法の特例等）

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議 長）

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（総会）

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役 員

（役員の定数）

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事12人及び監事5人とする。

2 前項の理事定数のうち、1人は、組合員でない者とする。

3 第1項の監事定数のうち、4人は組合員とし、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

4 第1項の監事の定数は、法第18条第6項ただし書の規定による場合は、4人とする。

（役員の選任）

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。
（理事長及び副理事長）

第21条 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

（理事長及び副理事長の職務）

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長、副理事長共に事故があるときはその職務を代理し、共に欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第25条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

（経費分担の基準）

第27条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第28条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の実行）

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（督促）

第30条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第31条 第27条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免する

ことができる。

第5章 雑 則

(委員会及び事務局等)

第32条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として事務局を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

3 理事会は、前2項に規定する事務局の各課又は各委員会ごとに担当理事を定める。
(加入金)

第33条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10aにつき金20,000円の範囲内において総代会の議決により定める。
(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第34条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第31条の規定を準用する。

(基本財産)

第35条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第36条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第37条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第38条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第39条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

この定款は昭和27年7月17日から施行する。

附 則

この変更定款は、令和7年4月11日（認可日）から施行する。

別 表（第3条）

郡 市	町	大字又は町名	区 域
岡山市		北区和井元	一 部
岡山市		北区門前	一 部
岡山市		北区福崎	全 部
岡山市		北区下土田	一 部
岡山市		北区高松田中	全 部
岡山市		北区立田	一 部
岡山市		北区高松	一 部
岡山市		北区高松原古才	一 部
岡山市		北区小山	全 部
岡山市		北区三手	全 部
岡山市		北区高塚	全 部
岡山市		北区吉備津	一 部
岡山市		北区加茂	全 部
岡山市		北区津寺	全 部
岡山市		北区新庄上	一 部
岡山市		北区新庄下	一 部
岡山市		北区惣爪	全 部
岡山市		北区東花尻	一 部
岡山市		北区西花尻	一 部
岡山市		北区川入	一 部
岡山市		北区納所	一 部
岡山市		北区平野	一 部
岡山市		北区庭瀬	一 部
岡山市		北区中撫川	一 部
岡山市		北区撫川	一 部
岡山市		北区延友	一 部
岡山市		北区大内田	一 部
岡山市		南区大福	全 部
岡山市		南区古新田	全 部
岡山市		南区妹尾崎	全 部
岡山市		南区山田	一 部
岡山市		南区妹尾	一 部
岡山市		南区箕島	一 部
岡山市		南区西畦	全 部
岡山市		南区曾根	全 部
岡山市		南区中畦	全 部
岡山市		南区内尾	全 部

郡 市	町	大字又は町名	区 域
岡山市		南区東畦	全 部
岡山市		南区藤田	一 部
岡山市		南区川張	一 部
岡山市		南区彦崎	一 部
岡山市		南区片岡	一 部
岡山市		南区宗津	一 部
岡山市		南区迫川	一 部
倉敷市		東町	全 部
倉敷市		阿知 1 丁目	全 部
倉敷市		阿知 2 丁目	全 部
倉敷市		阿知 3 丁目	全 部
倉敷市		美和 1 丁目	全 部
倉敷市		美和 2 丁目	全 部
倉敷市		船倉町	全 部
倉敷市		中央 1 丁目	全 部
倉敷市		中央 2 丁目	全 部
倉敷市		新田	全 部
倉敷市		川西町	全 部
倉敷市		稻荷町	全 部
倉敷市		南町	全 部
倉敷市		石見町	全 部
倉敷市		白楽町	全 部
倉敷市		老松町 1 丁目	全 部
倉敷市		老松町 2 丁目	全 部
倉敷市		老松町 3 丁目	全 部
倉敷市		老松町 4 丁目	全 部
倉敷市		老松町 5 丁目	全 部
倉敷市		田ノ上	全 部
倉敷市		田ノ上新町	全 部
倉敷市		日吉町	全 部
倉敷市		沖	全 部
倉敷市		沖新町	全 部
倉敷市		堀南	全 部
倉敷市		西中新田	全 部
倉敷市		笹沖	全 部
倉敷市		吉岡	全 部
倉敷市		浦田	全 部
倉敷市		福井	全 部

郡 市	町	大字又は町名	区 域
倉敷市		東富井	全 部
倉敷市		西富井	全 部
倉敷市		上富井	全 部
倉敷市		四十瀬	全 部
倉敷市		大内	全 部
倉敷市		川入	全 部
倉敷市		寿町	全 部
倉敷市		北浜町	全 部
倉敷市		日ノ出町 1 丁目	全 部
倉敷市		日ノ出町 2 丁目	全 部
倉敷市		浜ノ茶屋	全 部
倉敷市		浜ノ茶屋 1 丁目	全 部
倉敷市		浜ノ茶屋 2 丁目	全 部
倉敷市		浜町 1 丁目	全 部
倉敷市		浜町 2 丁目	全 部
倉敷市		昭和 1 丁目	全 部
倉敷市		昭和 2 丁目	全 部
倉敷市		幸町	全 部
倉敷市		大島	全 部
倉敷市		福島	全 部
倉敷市		平田	全 部
倉敷市		安江	全 部
倉敷市		八王寺町	全 部
倉敷市		酒津	一 部
倉敷市		水江	一 部
倉敷市		中島	全 部
倉敷市		黒石	一 部
倉敷市		八軒屋	全 部
倉敷市		粒浦	全 部
倉敷市		粒江	一 部
倉敷市		羽島	一 部
倉敷市		二日市	一 部
倉敷市		加須山	一 部
倉敷市		有城	一 部
倉敷市		亀山	全 部
倉敷市		帯高	全 部
倉敷市		黒崎	一 部
倉敷市		中庄	一 部

郡 市	町	大字又は町名	区 域
倉敷市		鳥羽	一 部
倉敷市		徳芳	一 部
倉敷市		西坂	一 部
倉敷市		生坂	一 部
倉敷市		三田	一 部
倉敷市		西岡	一 部
倉敷市		宮前	一 部
倉敷市		青江	一 部
倉敷市		祐安	一 部
倉敷市		中帯江	全 部
倉敷市		五日市	全 部
倉敷市		西田	全 部
倉敷市		早高	全 部
倉敷市		高須賀	全 部
倉敷市		西阿知町	全 部
倉敷市		西阿知町西原	全 部
倉敷市		片島町	全 部
倉敷市		西阿知町新田	全 部
倉敷市		藤戸町天城	一 部
倉敷市		藤戸町藤戸	一 部
倉敷市		上東	全 部
倉敷市		下庄	全 部
倉敷市		栗坂	一 部
倉敷市		松島	全 部
倉敷市		二子	一 部
倉敷市		山地	一 部
倉敷市		西尾	全 部
倉敷市		日畑	全 部
倉敷市		矢部	一 部
倉敷市		茶屋町	全 部
倉敷市		茶屋町早沖	全 部
倉敷市		神田 1 丁目	一 部
倉敷市		神田 2 丁目	一 部
倉敷市		神田 3 丁目	一 部
倉敷市		神田 4 丁目	一 部
倉敷市		福田町浦田	一 部
倉敷市		福田町福田	一 部
倉敷市		福田町古新田	全 部

郡 市	町	大字又は町名	区 域
倉敷市		北畝 1 丁目	全 部
倉敷市		北畝 2 丁目	全 部
倉敷市		北畝 3 丁目	全 部
倉敷市		北畝 4 丁目	全 部
倉敷市		北畝 5 丁目	全 部
倉敷市		北畝 6 丁目	全 部
倉敷市		北畝 7 丁目	全 部
倉敷市		中畝 1 丁目	全 部
倉敷市		中畝 2 丁目	全 部
倉敷市		中畝 3 丁目	全 部
倉敷市		中畝 4 丁目	全 部
倉敷市		中畝 5 丁目	全 部
倉敷市		中畝 6 丁目	全 部
倉敷市		中畝 7 丁目	全 部
倉敷市		中畝 8 丁目	全 部
倉敷市		中畝 9 丁目	全 部
倉敷市		中畝 1 0 丁目	全 部
倉敷市		福田町東塚	全 部
倉敷市		東塚 1 丁目	全 部
倉敷市		東塚 2 丁目	全 部
倉敷市		東塚 3 丁目	全 部
倉敷市		東塚 4 丁目	全 部
倉敷市		東塚 5 丁目	全 部
倉敷市		東塚 6 丁目	全 部
倉敷市		東塚 7 丁目	全 部
倉敷市		南畝 1 丁目	全 部
倉敷市		南畝 2 丁目	全 部
倉敷市		南畝 3 丁目	全 部
倉敷市		南畝 4 丁目	全 部
倉敷市		南畝 5 丁目	全 部
倉敷市		南畝 6 丁目	全 部
倉敷市		南畝 7 丁目	全 部
倉敷市		松江 1 丁目	全 部
倉敷市		松江 2 丁目	全 部
倉敷市		松江 3 丁目	全 部
倉敷市		松江 4 丁目	全 部
倉敷市		福田町広江	一 部
倉敷市		広江 1 丁目	一 部

郡 市	町	大字又は町名	区 域
倉敷市		広江2丁目	一 部
倉敷市		連島町連島	一 部
倉敷市		連島町亀島新田	一 部
倉敷市		連島町西之浦	一 部
倉敷市		連島町鶴新田	全 部
倉敷市		連島町矢柄	一 部
倉敷市		連島1丁目	一 部
倉敷市		連島2丁目	一 部
倉敷市		連島3丁目	一 部
倉敷市		連島4丁目	一 部
倉敷市		連島5丁目	一 部
倉敷市		連島中央1丁目	一 部
倉敷市		連島中央2丁目	一 部
倉敷市		連島中央3丁目	一 部
倉敷市		連島中央4丁目	一 部
倉敷市		連島中央5丁目	一 部
倉敷市		亀島1丁目	一 部
倉敷市		亀島2丁目	一 部
倉敷市		玉島上成	全 部
倉敷市		玉島	全 部
倉敷市		玉島1丁目	全 部
倉敷市		玉島2丁目	全 部
倉敷市		玉島3丁目	全 部
倉敷市		玉島乙島	一 部
倉敷市		玉島阿賀崎	全 部
倉敷市		玉島阿賀崎1丁目	全 部
倉敷市		玉島阿賀崎2丁目	全 部
倉敷市		玉島阿賀崎3丁目	全 部
倉敷市		玉島阿賀崎4丁目	全 部
倉敷市		玉島阿賀崎5丁目	全 部
倉敷市		玉島中央町1丁目	全 部
倉敷市		玉島中央町2丁目	全 部
倉敷市		玉島中央町3丁目	全 部
倉敷市		玉島柏島	一 部
倉敷市		玉島勇崎	一 部
倉敷市		玉島黒崎	一 部
倉敷市		玉島黒崎新町	一 部
倉敷市		玉島爪崎	一 部

郡 市	町	大字又は町名	区 域
倉敷市		新倉敷駅前1丁目	全 部
倉敷市		新倉敷駅前2丁目	全 部
倉敷市		新倉敷駅前3丁目	全 部
倉敷市		新倉敷駅前4丁目	全 部
倉敷市		新倉敷駅前5丁目	全 部
倉敷市		玉島長尾	一 部
倉敷市		玉島八島	一 部
倉敷市		船穂町船穂	一 部
倉敷市		船穂町水江	一 部
倉敷市		真備町川辺	一 部
倉敷市		真備町岡田	一 部
倉敷市		真備町辻田	一 部
倉敷市		真備町市場	一 部
倉敷市		真備町有井	一 部
倉敷市		真備町下二万	一 部
倉敷市		真備町箭田	一 部
総社市		駅前1丁目	全 部
総社市		駅前2丁目	全 部
総社市		中央1丁目	全 部
総社市		中央2丁目	全 部
総社市		中央3丁目	全 部
総社市		中央4丁目	全 部
総社市		中央5丁目	全 部
総社市		中央6丁目	全 部
総社市		総社1丁目	全 部
総社市		総社2丁目	全 部
総社市		総社3丁目	全 部
総社市		駅南1丁目	全 部
総社市		駅南2丁目	全 部
総社市		総社	一 部
総社市		井手	全 部
総社市		刑部	一 部
総社市		福井	一 部
総社市		小寺	一 部
総社市		門田	一 部
総社市		井尻野	一 部
総社市		溝口	全 部
総社市		真壁	全 部

郡 市	町	大字又は町名	区 域
総社市		中原	全 部
総社市		三輪	一 部
総社市		三須	一 部
総社市		上林	一 部
総社市		下林	一 部
総社市		赤浜	一 部
総社市		金井戸	全 部
総社市		南溝手	全 部
総社市		北溝手	一 部
総社市		窪木	一 部
総社市		長良	一 部
総社市		秦	一 部
総社市		上原	一 部
総社市		富原	一 部
総社市		下原	一 部
総社市		西郡	全 部
総社市		地頭片山	一 部
総社市		岡谷	一 部
総社市		宿	一 部
総社市		清音古地	一 部
総社市		清音上中島	全 部
総社市		清音柿木	全 部
総社市		清音軽部	全 部
総社市		清音三因	一 部
都窪郡	早島町	前潟	全 部
都窪郡	早島町	早島	一 部